6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち 食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業交付要綱

制定 令和2年1月30日元食産第4502号改正 令和2年3月4日元食産第4502号-1改正 令和3年1月28日2食産第5114号農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知

(通則)

第 1 6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち食品産業の輸出向け HACCP 等対応施 設整備緊急対策事業(以下「交付金」という。)の交付については、食品産業の輸出 向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業実施要綱(令和2年1月30日付け元食産第 4500 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)、補助金等に係る予 算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以 下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農 林省令第18号。以下「交付規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関す る事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政 局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第899号)、予算科目に係る 補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関 するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第 900 号) 及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度の予算 に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件(平成18年 6月20日農林水産省告示第881号)の定めによるほか、この要綱の定めるところによ る。

(交付の目的)

第2 本交付金は、農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与することを目的として、 輸出先国の規制やニーズに対応した輸出への取組を支援するものである。

(交付の対象及び交付率)

- 第3 農林水産大臣(以下「大臣」という。)は、事業実施主体(実施要綱第4に掲げる 要件を満たす者をいう。以下同じ。)が実施要綱に基づいて行う下記に掲げる事業(以 下「交付事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、交付金の交付の対象 として大臣が認める経費(以下「交付対象事業費」という。)について、予算の範囲 内で交付金を交付する。
 - (1) 施設等整備事業
 - (2) 効果促進事業

- 2 交付対象事業費の区分及びこれに対する交付率は、以下のとおりとする。
 - (1) 交付対象事業費区分
 - ア 施設等整備事業費

加工食品等の輸出拡大に必要な製造・加工、流通等の施設の新設・増築(掛かり増し経費)、改修及び機器の整備に係る経費

イ 効果促進事業費

上記アの施設等整備事業と一体的に行い、その効果を高めるために必要なコン サル費等の経費

ウ 附帯事務費

都道府県等がア及びイの経費にかかる交付事業の実施に関し、事業実施計画の 承認又は事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討の実施に要する経 費

(2) 交付率

- ア 施設等整備事業及び効果促進事業のうち、輸出先国の規制等への対応を行うため、事業実施計画(実施要綱第7第1項に定める事業実施計画をいう。以下同じ。)において以下の(ア)から(ウ)までに定める輸出向け HACCP 等の認定・認証を取得する場合(既に輸出向け HACCP 等の認定・認証を取得している事業者が、認定・認証範囲の追加等を行う場合を含む)にあっては、交付対象事業費の1/2以内とする。
- (ア)農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)の 第17条に基づく適合施設の認定取得を行う場合
- (イ)輸出に対応するために必要な以下のa又はbの認証取得を行う場合
 - a ISO22000、GFSI 承認規格(FSSC22000、SQF、JFS-C等)、FSMA(米国食品 安全強化法)への対応、ハラール・コーシャ
 - b JFS-B、有機 JAS 等
- (ウ)上記(ア)又は(イ)に定める輸出向け HACCP 等の認定・認証を既に取得している事業者であり、事業実施計画において以下の a から c までに定める認定
 - ・認証範囲の追加等を行う場合
 - a 認定・認証品目の追加
 - b 認定・認証製造ライン等の追加・変更
 - c 認定・認証対象エリア等の追加・変更
- イ 施設等整備事業及び効果促進事業のうち、中小企業者(中小企業基本法(昭和 三十八年法第百五十四号)第二条で規定される中小企業者又は小規模事業者のこ とをいう。)及び法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体(製造・ 加工、流通等の事業を行う場合に限る)が上記ア以外に取り組む場合にあっては、 交付対象事業費の3/10以内とする。
- ウ 附帯事務費については定額とする。

(申請手続)

- 第4 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は別記様式第1号による 交付申請書のとおりとし、都道府県知事及び食料産業局長が認める団体(以下「都道 府県知事等」)は、交付決定者(北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあ っては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地 方農政局長、食料産業局長が認める団体にあっては大臣。以下同じ。)に提出しなけ ればならない。
 - 2 都道府県知事等は、前項の申請書を提出するに当たって、事業実施主体について当該交付金に係る消費税仕入控除税額(交付対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

- 第6 交付決定者は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の うえ、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県知 事等に対しその旨を通知するものとする。
 - 2 第4第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る1による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(申請の取下げ)

第7 都道府県知事等は、第4第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、 前条による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取 下書を交付決定者に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第8 都道府県知事等は、次の各号に該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による 交付金変更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を 除く。
 - (2) 交付事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - 2 交付決定者は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更

し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

- 第9 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、以下に掲げるもの以 外の変更とする
 - (1) 交付対象事業費のうち交付金額の増減(減額の場合にあっては、不用額(都道府 県等が配分を受けた割当額のうち、未執行になった額をいう。)の発生が確実な場 合に限る。)
 - (2) 事業の新設又は廃止
 - (3) 事業実施場所の変更
 - (4) 事業実施主体の変更

(事業遅延等の届出)

第10 都道府県知事等は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は当該交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに予定の期間内に完了しない理由又は当該交付事業の遂行が困難となった理由及び交付金事業の遂行状況を記載した書類を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

- 第 11 都道府県知事等は、交付事業の交付決定に係る年度の 12 月末日現在において、別記様式第 3 号により交付金遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月末までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第 4 号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって遂行状況報告書に代えることができる。
 - 2 交付決定者は、1による報告のほか、交付事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対して当該交付事業の遂行状況の報告を求めることができる。

(概算払請求)

第12 都道府県知事等は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別紙様式第4号の概算払請求書を交付決定者及び官署支出官(農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。)に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書きに基づく財務大臣との協議が整った以降に、当該協議が整った範囲で行うものとする。

(実績報告)

第13 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書の様式は、別記様式第5号のとおり とし、都道府県知事等は、交付事業を完了したとき(第8第1項による廃止の承認が あったときを含む。)は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(都道府県に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

- 2 都道府県知事等は、交付事業の実施期間において、国の会計年度が終了したときは、 翌年度の4月30日までに別記様式第6号により作成した年度終了実績報告書を交付 決定者に提出しなければならない。
- 3 第4第2項のただし書により交付の申請をした都道府県知事等は、第1項の実績報告書を提出するに当たって第4第2項のただし書きに該当した事業実施主体について当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第4第2項のただし書により交付の申請をした都道府県知事等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第7号により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又は当該消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定の日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

- 第 14 交付決定者は、第 13 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事等に通知するものとする。
 - 2 交付決定者は、都道府県知事等に交付すべき交付金の額を確定した場合において、 既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還 を命ずるものとする。
 - 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日(当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は90日)以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

- 第15 交付決定者は、第8第1項第2号の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
 - (1) 都道府県知事等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の 処分若しくは指示に違反した場合

- (2) 都道府県知事等が、交付金を本交付事業以外の用途に使用した場合
- (3) 都道府県知事等が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 事業実施主体が、間接交付金事業の実施に関し法令に違反した場合
- (5) 事業実施主体が、間接交付金を当該交付事業以外の用途に使用した場合
- (6) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する 必要がなくなった場合
- 2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は 一部の返還を命ずるものとする。
- 3 交付決定者は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第15第3 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第16 都道府県知事等は、交付対象事業費(交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図られなければならない。
 - 2 取得財産等を処分することにより、収入がある、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第17 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく大臣が定める機械 及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械 及び器具とする。
 - 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間(以下「処分制限期間」という。)とする。
 - 3 都道府県知事等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分 しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
 - 4 前項の承認については、第17第2項の規定を準用する。

(残存物件の処理)

第18 都道府県知事等は、交付事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を交付決定者に報告し、その指示を受けなければならない。

(交付金の経理)

- 第19 都道府県知事等は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
 - 2 都道府県知事等は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証 拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起 算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 都道府県知事等は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項 に規定する帳簿等に加え、別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管 しなければならない。
 - 4 前項及び第20に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及 び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録に よることができる。

(交付金調書)

第20 都道府県にあっては、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における 計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第9号による交付金調書 を作成しておかなければならない。

(間接交付金交付の際付すべき条件)

第21 都道府県知事等は、事業実施主体に交付金を交付するときは、本要綱第4から第20 まで(第6及び第14を除く。)の規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、都道府県知事等は、地方公共団体以外の事業実施主体に交付金を交付するときは、当該事業実施主体に対し、次の(1)から(5)までに掲げる条件を、地方公共団体が事業実施主体の場合には(3)から(5)までに掲げる条件を、それぞれ付さなければならない。

- (1) 事業実施主体は、間接交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付金事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (2) 事業実施主体は、(1) により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札 又は見積もり合わせ(以下「入札等」という。) に参加しようとする者に対し、別 記様式第 10 号により指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出 のない者については、入札等に参加させてはならない。
- (3) 事業実施主体は、間接交付金事業により取得又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定める耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、都道府県知事等の承認を受けないで、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交

換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- (4) 前号による都道府県知事等の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当 額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県知事等に納付させるこ とがある。
- (5) 事業実施主体が間接交付金事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が交付申請書に記載してある場合は、次の条件により都道府県知事等の承認を受けたものとすること。
 - ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国 庫交付率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

- 2 都道府県知事等は、事業実施主体が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実績を十分把握するよう努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 3 都道府県知事等は、第1項第3号により承認をしようとする場合は、あらかじめ地 方農政局長等の承認を受けてから承認を与えなければならない。

ただし、第1項第5号の場合にあっては、第6による交付決定の通知をもって第1 項第5号に定める条件を付すことを条件に、交付決定者の承認を受けたものとする。

- 4 都道府県知事等は、第1項第4号により事業実施主体から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 5 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に 基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められ る場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 6 都道府県知事等は、間接交付金事業について、事業実施主体から交付金の返還又は 返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

附則

この要綱は、令和2年1月30日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月4日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により交付決定した事業については、なお従前の 例による。

附則

- 1 この要綱は、令和3年1月28日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により令和2年度までに実施した事業又はその翌年度以降に繰り越して実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式第1号(第4関係)

○○年度6次産業化市場規模拡大対策整備交付金(食品産業の輸出向け HACCP等対応施設整備緊急対策事業)交付申請書

> 番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿 ○○農政局長 殿

北海道にあっては北海道農政事務所長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事等 氏 名

○○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、6次産業化市場規模拡大対策整備交付金交付要綱第4の規定により、6次産業化市場規模拡大対策整備交付金○○○○円の交付を申請する。

記

- I 事業の目的
- Ⅱ 事業の内容及び計画(又は実績)

注)様式は別添のとおりとする。

極式

事業の目的

事業の内容及び計画

事業事

(象 角 担 区 分 (D) (B) うち 都道府県 市町村 その他 貸付金 (C) (D) (E) (E) (D) (E)		事業事	区 分 事業概要 (A)=	(B)+(C)+(D)	+ (E) + (F)	サ は カンパー コップ・コール は かい は か	女m/年来27期山内の maccf 寺 対応施設整備緊急対策事業 	(1) 施設等整備事業	(2) 効果促進事業	事業事	合 計 附帯事務費	####
世 地 地 地 地 (C) 田 田 (C) 田 (C)	- ※			(B)	貸付金	E						
		地方公共団体				E						
			交付金	(F)		田						
交付金 (F)			備寿									

 1 「事業概要」「交付対象事業費」「負担区分」の欄は、都道所県全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
2 備考欄には、消費稅仕入控除稅額を減額した場合には「減額した金額○○○円」を、同稅額がない場合には「該当なし」を、同稅額が明らかでない場合には「含稅額」をそれぞれ記入するととちに、同稅額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額 (「減額した金額○○○円」)を記入すること。
3 施設等整備事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について制度資金による融資を受ける場合において、交付申請と併せて当該担保に供することを交付決定者に承認申請する場合は、「融資該当有」と記入の上、下表を作成し、添付すること。
4 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。 (注) 1

(楽)

交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容	融資名 融資	(制度資金に限る) する金額 15年15年 15	庫 OO 賞金 O 使	○○資金 ○○○○○		
交付金の交付を受けて	- 融資名 金融機関名 (制度資金に限る)		○金融公庫 ○○資金	○○資金		
事業概要						

珊	
恣	
1	
바	
팾	
3	

	ì	允			
		川			
		その 他	E		
	区分	市町村費	Æ		
	負 担	都道府県費	E		
		交 付 金	臣		ナイトレ
	# 朱 + 女 1 + 1 / +	父叮刈浆事兼寅	Æ		生物画網―四半に完める母世重教書の体注準により記します。
		∜		1	生格田總一門事? マダス
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		事		∢□	(注) 車業内が構け

來 鑩 \mathbb{E} 交付金 (F) \mathbb{E} その色 (E) 地方公共団体等による助成金 田 市町村 (D) |X|型 都道府県 (C) \mathbb{E} づむ 貸付金 自己資金 (B) 交付対象 事業費 (A)= 田 (B) + (C) + (D)+(E) + (F)食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備 緊急対策事業 6 次産業化市場規模拡大対策整備交付金 尔 11111111 経費の配分及び負担区分 施設等整備事業費 効果促進事業費 附帯事務費 ⟨□ $|\times|$ **п** 2 г \exists

IV 事業完了予定 年 月 日

V 収支予算

垂 淢 減 田 掃 熨 田 严 丑 前年度予算額 (又は本年度 精算額) \mathbb{E} 田 本年度予算額 (又は本年度 精算額) 尔 金色 $|\times|$ ⊲п # 6 収入の部 交を 7

來

(注) 事業実施主体に対し、間接交付金を交付している場合は、実績報告の際に備考欄に間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。

都道府県等の本交付金の交付に関する規程又は要綱

実績報告の際は以下の資料を添付すること

(2) については(1)との併用を可能とする。 (2)のみの添付も可能とする。 (1) 施設等整備事業にあっては、財産管理台帳の写し (2) 事業実績内訳明細書(様式別紙) ただし、(1)の添付を原則とし、なお、これらにより難い場合には、

事業実績内訳明細書

事業種類 (6次産業化市場規模拡大対策整備交付金)

	備考							
		交付金	(F)					
	金	その他	(E)	E				
. A	地方公共団体等による助成金	市町村	(D)	E				
負担 区	地方公共[都道府県	(C)	E				
	賞		うち貸付金	E				
	自己資金		(B)					
交付対象	事業費	(A) = (B) + (C) + (D)	+ (E) + (F)	E				
	施設等区分							111111111111111111111111111111111111111
	交付先							◁◻

(洪)

本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入すること。 施設等区分の欄は、施設等整備事業により整備した施設、機器名を記入すること。 備考の欄は、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかで ない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に「減額した金額〇〇〇円」の合計額を記入す 01 m

本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。 4

別記様式第2号(第8関係)

○○年度6次産業化市場規模拡大対策整備交付金(食品産業の輸出向け HACCP等対応施設整備緊急対策事業)変更等承認申請書

> 番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿 ○○農政局長 殿

北海道にあっては北海道農政事務所長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事等 氏 名

○○年○月○日付け○○第○○号で交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、6次産業化市場規模拡大対策整備交付金交付要綱第8の規定に基づき申請する。

記

(注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

また、添付書類については、交付金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

- 2 交付金の額が増額する場合は、件名の「6次産業化市場規模拡大対策整備交付金変更承認申請書」を「6次産業化市場規模拡大対策整備交付金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、6次産業化市場規模拡大対策整備交付金交付要綱第8の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、6次産業化市場規模拡大対策整備交付金交付要綱により、交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。
- 3 事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「中止(廃止)申請書」と、「変更」を「中止(廃止)」と置き換えること。

別記様式第3号(第11関係)

○○年度6次産業化市場規模拡大対策整備交付金(食品産業の輸出向け HACCP等対応施設整備緊急対策事業)遂行状況報告書

> 番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿 ○○農政局長 殿

【北海道にあっては北海道農政事務所長沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事等 氏 名

○○年○月○日付け○○第○○号で交付金の交付決定通知のあった事業について、6次産業化市場規模拡大対策整備交付金交付要綱第11の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

			- 1	: 況				
区分		交付対象 事業費	○年○月 了 l	○日までに完 したもの	〇年〇月 施3	○日以降に実 けるもの	備	考
			事業費	出来高比率	事業費	事 業 完 了 予定年月日		
		円	円	%	円			

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の別添様式のⅢの表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
 - 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額(事業の実施に伴い支払が見込まれる額)を記載すること。

別記様式第4号(第12関係)

○○年度6次産業化市場規模拡大対策整備交付金(食品産業の輸出向け HACCP等対応施設整備緊急対策事業)概算払請求書

> 番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿 〇〇農政局長 殿

> 北海道にあっては 北海道農政事務所長 沖縄県にあっては

、 内閣府沖縄総合事務局長

官署支出官 ○○農政局○○○○ 殿

東北、関東、九州農政局にあっては 官署支出官 ○○農政局総務部長 北陸、東海、近畿、中国四国農政局にあっては 官署支出官 ○○農政局総務管理官 北海道にあっては

官署支出官 北海道農政事務所総務管理官 沖縄県にあっては

官署支出官 內閣府沖縄総合事務局総務部長

都道府県知事等 氏 名

○○年○○月○○日付け○○第○○○号により交付金の交付決定の通知があったこの事業について、6次産業化市場規模拡大対策整備交付金交付要綱第 12 の規定に基づき、○年○月末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。また、併せて金○○円を概算払によって交付されたく請求する。

記

○○年○月○日現在

	交付	(A)	(В)	遂行状	(C)	(A) - ((B) + (C))		事業完	
	対象	交付金	既受	領額	況報告	今回	請求額	3	桟額	了予定	
区分	事業		金額	出来	〇年〇	金額	〇月〇日	金額	〇月〇日	年月日	備考
	費			高	月末日		迄予定出		迄予定出		
					の出来		来高		来高		
					高						
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

- (注) 1 交付金により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
 - 2 交付金の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

別記様式第5号(第13第1項関係)

○○年度6次産業化市場規模拡大対策整備交付金(食品産業の輸出向け HACCP等対応施設整備緊急対策事業)実績報告書

> 番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿 ○○農政局長 殿

北海道にあっては北海道農政事務所長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事等 氏 名

○○年○月○日付け○○第○○号で交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、6次産業化市場規模拡大対策整備交付金交付要綱第13第1項の規定により、その実績を報告する。

(また、併せて精算額として6次産業化市場規模拡大対策整備交付金〇〇〇円の交付を請求する。)

記

I 事業の目的

注)様式は別添のとおりとする。

- Ⅱ 事業の内容及び実績
- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。
 - 2 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段 書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
 - 3 間接補助事業者に対し間接交付金を交付している場合にあっては、別記様式第1 号の記の様式のVの2の備考欄に、間接交付金の交付を完了した年月日を記載する こと。
 - 4 添付書類については、支払い経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は 交付金調書の写しを添付し、経費以外のものは、交付金交付申請書又は変更承認申 請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。(経費以外の ものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)

また、以下の資料を添付すること。

- (1) 施設等整備事業にあっては、財産管理台帳の写し
- (2)貸付機関が発行する融資証明書、その他の融資が確実に行われていることを証明する書類
- (3) 事業実績内訳明細書
- 5 事業実施主体への交付を完了した年月日を、本様式に加筆すること。なお、複数 の事業実施主体へ交付を行った場合には、最終の交付年月日を加筆すること。

別記様式第6号(第13第2項関係)

○○年度6次産業化市場規模拡大対策整備交付金(食品産業の輸出向け HACCP等対応施設整備緊急対策事業)年度終了実績報告書

> 番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿 ○○農政局長 殿

【 北海道にあっては北海道農政事務所長沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事等 氏 名

○○年○月○日付け○○第○○号で交付金の交付決定通知のあった事業について、6次産業化市場規模拡大対策整備交付金交付要綱第13第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

		交付沒	や定の	年度内	內実績	翌年月	度実施	
		内	容					完了
区	分	交付事業	国庫	(A) Ø	概算払	(A) Ø	翌年度	予定
		に要する	補助金	うち年度	受入済額	うち未支	繰越額	年月日
		経費		内支出済		出額		
		(A)		額				
		円	円	円	円	円	円	
翌年度縛	融越分							
0000								
0000								
年度内完	已了分							
0000								
合	計							

- (注) 1 本様式は、年度内に交付事業が完了しなかった場合に提出するものとする(翌年度繰越を行った場合の他、国庫債務負担行為にかかる場合や、交付金額全額を概算払いで受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。)
 - 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
 - 3 繰越に際し、交付決定に係る交付事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第7号(第13第4項関係)

○○年度6次産業化市場規模拡大対策整備交付金(食品産業の輸出向け HACCP等対応施設整備緊急対策事業)の消費税仕入控除税額報告書

番 号 日

]

農林水産大臣 殿 ○○農政局長 殿

北海道にあっては北海道農政事務所長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事等 氏 名

○○年○月○日付け○○第○○号で交付決定通知のあった6次産業化市場規模拡大対策整備交付金について、6次産業化市場規模拡大対策整備交付金交付要綱第13第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条 の交付金の額の確定額 (○○年○月○日付け○○第○○号による額の確定通知額) 金 円 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 円 氽 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除 3 円 税額 金 交付金返還相当額(3の金額から2の金額を減じて得た額) 氽 Щ
- (注) 記載内容の確認のため、市区町村別、事業実施主体別の内訳資料及び以下の資料を 添付すること。なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成 員分を添付すること。
 - ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
 - ・消費税確定申告書付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる 資料も併せて提出すること)
 - ・事業実施主体が消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) 第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を事業実施 主体ごとに記載
- (注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。
- 6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付

- すること。 ・免税事業者の場合は、交付金事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算
- 書等、売上高を確認できる資料 ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、 事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、 免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付金事業実施年度における消費 税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規 定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第8号 (第19関係)

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

			摘要								
		状况		処分の	内容						
		処分の状況		承認	年月日						
		処分制限期間		処分制	限年月	Ш					
		処彿		耐用	年数						
				分	市町村 その他						
		配分			市町村	丰					
器		0		甲	都道	府県費					
所管交付金		丰		負	交付金						
農林水産省所管交付金名		級		交付対象	事業費						
年度		崩		LWYI	年月日						
		I		工	年月日						
年度			₩		事業量						
事業実施年度			内谷	施工箇所	ス は	設置場所					
	<u> </u> ×		6	工種構造	施設区分						
地区名	地区		事業		事業主体					+==	슈카

(注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。

3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。

この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第9号(第 20 関係)

農林水産省所管 〇〇年度

靊 交付金相当額 田 うち国庫 田 翌年度繰越額 名 うち国庫 交付金相当額 田 ¥ 〇〇年度 6 次産業化市場規模拡大対策整備交付金調書 丑 田 纀 1-交付金相当額 田 うち国庫 # 予算 田 (1 本田 以及資鑑 田 子類 田 뭁 쌡 草田 交行率 田 交付決定の額 H 型 業 名 〇〇費 その他 ○○事業

來

記載要領

- 1 | 交付事業名欄には、交付事業の名称のほか、当該交付事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等に よりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記
- 「科目」欄には、歳入にあっては熱、項、目及び節を、歳出にあっては熱、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、交付事業名欄に特記した経費 に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。 「予算現類 欄には、歳入にあっては当初予算額、迫加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費 S
 - 支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。 က
 - 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 交付事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越(歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の類に相当する金額を新たに翌年度 予算に計上する場合を含む。)が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業に係る交付金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成する 4
- この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現類」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書()

別記様式第10号(第21関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔事業実施主体名 氏名〕 殿

所 在 地 商号又は名称 代表者氏名

当社は、貴殿発注の○○契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から○○契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注1) ○○には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- (注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。